

2018年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、以下2.の2017年度の調達等合理化計画のレビュー、及び以下1.の現状を踏まえ、以下3.のとおり、2018年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画を定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における2017年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は3,196件、契約金額は1,311億円である。また、競争性のある契約は2,398件(75.0%)、1,170億円(89.3%)、競争性のない契約は798件(25.0%)、141億円(10.7%)となっている。競争性のない契約の年度ごとの全体に占める割合は前年度と比較して、件数(3.8pt)、金額(2.1pt)共に増加しているものの、件数自体は減、金額は微増となっている。2017年度に競争性のない随意契約の割合が増加した要因としては、機構の「2017年度経営戦略」において、主な重要課題の一つに、「多様化、複雑化する開発課題の解決を担う人材を育成するとともに、我が国との信頼関係強化のため、親日・知日派の育成を念頭に置きつつ、留学事業等を拡充」することを挙げ、大学の学位課程への就学による研修を実施する大学との研修委託契約を大幅に増加させたことによるところが大きい。但し、これらの要因を考慮しても、近年の継続的な削減努力にもかかわらず競争性のない随意契約の微増傾向が続いており、個々の契約ごとの必要性の確認をより慎重に進めていく必要がある。

表1 2017年度の国際協力機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	379 (10.1%)	170 (13.9%)	369 (9.8%)	216 (17.0%)	371 (10.1%)	214 (16.4%)	387 (10.0%)	220 (13.8%)	283 (8.9%)	142 (10.8%)	△ 104 (△26.9%)	△ 78 (△35.5%)
企画競争・公募	2,701 (72.0%)	841 (69.0%)	2,704 (72.0%)	955 (75.3%)	2,607 (71.0%)	984 (75.6%)	2,663 (68.8%)	1,241 (77.6%)	2,115 (66.2%)	1,028 (78.4%)	△ 548 (△ 20.6%)	△ 213 (△17.2%)
競争性のある契約(小計)	3,080 (82.2%)	1,011 (82.9%)	3,073 (81.9%)	1,172 (92.3%)	2,978 (81.1%)	1,198 (92.0%)	3,050 (78.8%)	1,462 (91.4%)	2,398 (75.0%)	1,170 (89.3%)	△ 652 (△ 21.4%)	△ 292 (△20.0%)
競争性のない随意契約	669 (17.8%)	209 (17.1%)	680 (18.1%)	97 (7.7%)	694 (18.9%)	104 (8.0%)	821 (21.2%)	138 (8.6%)	798 (25.0%)	141 (10.7%)	△ 23 (△ 2.8%)	3 (2.2%)
合計	3,749 (100%)	1,220 (100%)	3,753 (100%)	1,269 (100%)	3,672 (100%)	1,302 (100%)	3,871 (100%)	1,600 (100%)	3,196 (100%)	1,311 (100%)	△ 675 (△ 17.4%)	△ 289 (△18.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、2017年度の2016年度伸率である。

(2) 機構における2017年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は1,160件(48.8%)、契約金額は774億円(67.1%)である。前年度と比較して、年度ごとの全契約における一者応札・応募による契約の割合は、件数(4.9pt)、金額は(4.2pt)共に増加している。理由は、主に、件数については、例年同様、多くを参加意思確認公募で行っている研修委託契約が半数近くを占めていること、また、金額については、機構内の各部業務主管システムを刷新、2019年度前半までに整合・統一化を図るべく、各部次期システムの設計・開発に係る調達

が重なったこと、質の高いインフラ輸出等の政府方針に適時かつ迅速に対応するため、公示時期の平準化等の対応が困難で、かつ鉄道案件をはじめその大部分が極めて大規模な案件であったことによるものである。

表2 2017年度の国際協力機構の二者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	比較増△減
2者以上	件数	1,744 (56.9%)	1,719 (56.3%)	1,621 (54.7%)	1,699 (56.1%)	1,218 (51.2%)	△ 481 (△ 28.3%)
	金額	479 (48.2%)	521 (45.1%)	549 (46.3%)	534 (37.1%)	381 (32.9%)	△ 154 (△ 28.8%)
1者	件数	1,320 (43.1%)	1,335 (43.7%)	1,342 (45.3%)	1,331 (43.9%)	1,160 (48.8%)	△ 171 (△ 12.9%)
	金額	515 (51.8%)	633 (54.9%)	635 (53.7%)	905 (62.9%)	774 (67.1%)	△ 131 (△ 14.5%)
合計	件数	3,064 (100%)	3,054 (100%)	2,963 (100%)	3,030 (100%)	2,378 (100%)	△ 652 (△ 21.5%)
	金額	994 (100%)	1,154 (100%)	1,184 (100%)	1,439 (100%)	1,155 (100%)	△ 284 (△ 19.7%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、2017年度の対2016年度伸率である。

(注4) 不落随意契約(2017年度:20件、15億円)を含まない(そのため表2の「合計」と表1の「競争性のある契約(小計)」は一致しない)。

さらに、上記二者応札・応募状況のうち、実質継続契約を含まない二者応札・応募の状況は表3のようになっており、契約件数は574件(31.9%)、契約金額は443億円(53.7%)である。

なお、表1～3いずれも件数、金額の比較増減(2017年度の対2016年度伸率)が大きく減少している理由は、運営費交付金事業の2017年度予算執行において継続案件の規模が膨らんだ結果、当初の事業計画を一部見直し、2017年度年度後半実施予定であった新規案件を次年度以降に延期する等対策を講じたことによる。

表3 2017年度の国際協力機構の二者応札・応募状況(実質継続契約除く) (単位:件、億円)

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	比較増△減
2者以上	件数	1,760 (71.2%)	1,725 (72.4%)	1,628 (70.6%)	1,704 (70.1%)	1,224 (68.1%)	△ 480 (△ 28.2%)
	金額	496 (62.2%)	522 (57.6%)	550 (55.4%)	535 (43.6%)	382 (46.3%)	△ 153 (△ 28.6%)
1者	件数	713 (28.8%)	659 (27.6%)	679 (29.4%)	727 (29.9%)	574 (31.9%)	△ 153 (△ 21.1%)
	金額	302 (37.8%)	385 (42.4%)	442 (44.6%)	691 (56.4%)	443 (53.7%)	△ 248 (△ 35.9%)
合計	件数	2,473 (100%)	2,384 (100%)	2,307 (100%)	2,431 (100%)	1,798 (100%)	△ 633 (△ 26.0%)
	金額	798 (100%)	907 (100%)	993 (100%)	1,226 (100%)	824 (100%)	△ 402 (△ 32.8%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
(注3) 比較増△減の()書きは、2017年度の対2016年度伸率である。
(注4) 不落随意契約(2017年度:20件、15億円、うち、2者以上:6件、1億円、1者:14件、14億円)を含む(そのため、表2の「2者以上」と表3の「2者以上」、また、表2で「1者」に含まれている実質継続契約(2017年度:600件、35億円)を除いた表3の「1者」の小計はそれぞれ一致しない)。

(3) 開発途上国において事業を展開するため、以下のような業務については競争参加者の数があまり多くなく、競争性が限定される場合がある。なお、表4のとおり、国内契約の中ではコンサルタント等契約が金額ベースで約64.5%を占めている。

- 1) 治安に懸念のある国での業務
- 2) 市場や制度等が未整備である国における業務
- 3) コンサルタントの供給が限定的な分野における業務
- 4) 災害復興対策等に係る極めて緊急性の高い業務
- 5) 極めて特殊性・専門性の高い業務
- 6) 日本のリソースを集結して臨むべき大規模業務(例:高速鉄道等)

表4 2017年度のコンサルタント等契約及び国内・在外契約の割合 (単位:件、億円)

		件数	金額
国内契約	コンサルタント等契約	688 (21.5%)	798 (60.9%)
	その他の契約	1,631 (51.0%)	439 (33.5%)
在外契約		877 (27.4%)	74 (5.6%)
合計		3,196 (100%)	1,311 (100%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) コンサルタント等契約:独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条に規定する業務の効率及び効果を高めるため、主に海外で実施される業務について、高度な専門的知見を有する民間の企業、大学、団体、個人等から役務の提供を受ける契約
(注3) 在外契約:在外事務所等が事務所所在国において主に現地企業等と締結する契約。

2. 2017年度合理化計画の取組状況と自己評価結果

(1) 契約の競争性の拡大のための取組

1) 一者応札・応募の削減に向けた契約監視委員会での取組

3回(第1回、第2回及び第4回)の契約監視委員会において、2回連続で一者応札・応募になった2016及び2017年度契約33件の点検、2016年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約及び研修委託契約計10件の抽出点検を行い、調達方法や契約内容等に関しおおむね妥当との見解を得たが、案件の特性による業務の分割や発注規模拡大等の工夫の検討、仕様書の精度向上、説明会開催等の応募勧奨拡大等の審議結果を踏まえて(詳細は別添のとおり)、同結果を機構内で周知するとともに、これらの取組を継続して実施した。

2) 「競争性・公正性向上に向けてのアクションプラン」の実施及び成果の総括

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(2010年12月7日閣議決定)において、機構のコンサルタント等契約についてより競争性・公正性を高めるための見直しが行われたことを踏まえ、コンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づく以下の取組を継続した。また、同アクションプラン策定以降の成果を取りまとめ、Web上等で公表し、外部からのコメントを取付中。2018年度中に完成・公表予定。

(ア) 応募者拡大のための取組

- ガイドラインの周知:コンサルタント等契約に関する「契約管理ガイドライン」及び「精算報

告書の作成方法」の周知と理解促進のため、2017年度は機構外向けに説明会を計18回（累計756名参加）開催した。

- その他、契約実績の定期的モニタリング、分析、調達予定全案件情報の公表、公示時期の平準化、コンサルタント業界、各社等との対話の促進・情報公開を継続。

(イ) 競争性向上のための取組

- 総合評価落札方式の導入:2015年度より小規模な基礎情報収集・確認調査を主体に、総合評価落札方式を導入し、昨年度は16件を調達した。
- 詳細計画策定調査参加コンサルタントの本体事業参加制限を通じた競争性の向上:コンサルタント等契約において技術協力プロジェクトや開発調査型技術協力事業の詳細計画策定調査等に参加した評価分析団員に対して、当該事業の本体事業への競争参加を制限し、本体事業の競争性の向上を図った。

3) コンサルタント等契約以外の契約の競争性向上の取組

配布資料(機密保持誓約書との引き換えを含む)の電子情報での配布、仕様書のわかりやすい記載、応募勧奨の推進、総合評価落札方式の一般競争入札における「必須項目」の撤廃、公告予定案件情報のウェブサイトでの事前公表などにより、競争性を高めるための取組を継続した。

4) その他

(ア) 参加意思確認公募

通知の改定を行い、2016年度より研修委託契約以外にも適用範囲を広げ、実績を積み上げていく。このことを踏まえて、契約監視委員会においても、「参加意思確認公募」案件を契約監視委員会における一つの審議項目として追加し、2017年度より点検していくこととし、2017年度は5件の点検を実施。

(イ) 女性のエンパワーメントとジェンダー主流化推進計画

- コンサルタント等契約、一般契約の選定時の評価で「女性活躍推進法に基づく『えるぼし認定』を受けている場合は評価」項目を追加、適用を開始した。
- 業界団体と協同で、コンサルタントのダイバーシティ推進を検討するタスクを立ち上げ、コンサルタントが広く多様な人材を活用できる様に検討。

(2) 調達関連事務の合理化・適正化に向けた取組

1) 契約事務手続きの適正な実施と簡素化・効率化の促進

- (ア) 一般契約精算手続きの合理化:調達部内に設置された「支払支援デスク」にて、調達部が予算執行部門となる一般契約の精算事務を集約する体制を安定的に運用。
- (イ) 主な規程等の改定:契約事務を適正かつ効率的に実施するため、政府調達予算科目の通知、業務実施契約約款及び共通仕様書及び建設工事契約書ひな型を改訂した。
- (ウ) コンサルタント等契約の一部業務に係る消費税一部不課税化検討:顧問税理士との相談及び関係部、業界団体との意見交換を通じ、制度設計を行った(2018年5月に導入した)。
- (エ) 機材調達事務の効率化:輸出貿易管理令等の安全保障貿易管理関係法令の遵守に関し、コンプライアンス確保に向け安全保障輸出管理の審査担当者2名を継続配置した。また、機材調達事務を効率的かつ正確に実施するため、機材調達に係る仕様書作成・入札支援に関して専門性の高い外部機関に支援業務の委託を継続した。

2) 民間連携、中小企業海外展開支援(以下「中小企業支援」という。)、草の根技術協力(以下「草の根技協」という。)事業にかかる手続き・制度面の更なる効率化及び実施体制の改善

- (ア) 主な制度等改訂:草の根技協経理処理ガイドライン、共通仕様書改訂及び来年度契約事務移管(国内拠点⇒調達部)に向けた検討開始並びに民間連携事業にかかる契約管理ガイド

ライン、製造原価計算改善を含む経理処理(精算)ガイドライン、精算ガイドライン及び契約書約款・共通仕様書・特記仕様書の改訂実施。

(イ) 草の根技協の本部による仮精算導入:これまで小規模国内拠点で実施していた契約事務のうち、2015年度新規案件から2017年度末時点で計36件の契約手続きを調達部で試行的に実施した。これらの結果を踏まえ、2018年度以降全国内拠点の新規案件に係る契約事務を調達部に移管を決定、体制整備に係る準備を実施した。

(ウ) その他の取組:草の根技協のQ&Aサービスを国内拠点に対して提供し、国内拠点への支援を実施(合計287件)、民間連携、中小企業支援、草の根技協に係る案件担当者向けインターネット研修(Web-based Training「以下「WBT」」)公開、草の根技協担当向け講義(1回)、事前競争参加意志確認廃止による業務簡素化(70%程度減)、中小企業支援・民間連携事業説明会(19回)、草の根技協検査と支払い方法を改訂した。

3) 海外拠点の調達実施体制の適正化及び内規の支援

(ア) 本部の在外調達支援班体制を継続し、全海外拠点からの現地調達に関する照会対応などの支援を行った(2017年度942件、2016年度1,060件、2015年度348件)とともに、在外調達支援担当者を25拠点に直接派遣し(2016年度33拠点)、現地職員の計画的な育成と現地の体制整備を図った。

(イ) ナショナルスタッフ向けWBT(英語)を開講し、海外拠点で調達業務を担う現地職員の能力強化を行い、西語版準備中。そのほか、会計検査院による指摘事項への対応として、海外拠点を対象にTV会議を利用した調達セミナーによる指導も2回実施した。

(ウ) 海外拠点の調達手続きの適正化のため、これまで機材調達に範囲が限定されていた内規のひな型を「現地調達に係る内規」に改訂し、2017年度には96拠点中90拠点で改訂後のひな形に基づき内規を制定した。

4) 国内拠点の調達実施体制の適正化

国内拠点向け巡回指導(8回)、出張相談(7回)、調達支援セミナー、安全保障貿易管理セミナー、調達部内の支援体制整備を通じて国内拠点への支援を強化した。

(3) 調達に関するガバナンスの徹底

1) 競争性のない随意契約に関する内部統制の継続

(ア) 競争性のない随意契約11件を抽出、契約監視委員会にて点検を行い、おおむね妥当との見解を得た(詳細は別添のとおり)。

(イ) 「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づき、コンサルタント等契約および業務委託契約に関し予定価格一定金額以上の競争性のない随意契約(特命随意契約及び見積合わせ)については、調達部長が「競争性のない随意契約審査委員会(以下「審査委員会」という。)」を必要と判断した場合は、真にやむを得ないものであるか否かを審議しているが、加えて、在外事務所が締結する契約もけん制機能が十分に機能しないケースも想定されること、契約・調達関連リスクを鑑み、本部同様、審査委員会の対象とすることとした。

2) 契約の透明性向上に向けた取組

(ア) 外部審査制度の強化

コンサルタント等契約に係る選定過程の透明性を向上させるために2012年度に導入した外部審査制度について、外部審査委員を9名委嘱し、65件を審議した(2016年度69件、2015年度75件)。審査の結果、機構のコンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されているとされた。

(イ) 関連公益法人との契約実績

2017年度の契約実績に基づき、2018年6月に関連公益法人として認定した25法人(2016

年度 22 法人)との契約は 174 件、52 億 2,600 万円(2016 年度 178 件、59 億 4,500 万円)であった。そのうち、競争性のない随意契約は 4 件、3 億 7,400 万円であり、同 25 法人との契約に占める割合は件数ベースで 2.3%、金額ベースで 7.2%であった(2016 年度: 6 件(3.4%)、1 億 3,200 万円(2.2%))。また、競争性のある契約(実質継続契約を除く競争入札及び企画競争・公募)のうち、一者応札・応募の実績は 58 件(33.3%)、31 億 2,800 万円(59.9%)であった(2016 年度: 70 件(39.3%)、39 億 5,800 万円(66.6%))。

(ウ) 契約情報等の公表

関連公益法人との契約も含め、「公共調達適正化について」(2006 年 8 月 25 日付財計第 2017 号)に基づき契約情報を公表している。また、機構の役員経験者が再就職、又は当機構の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職しており、かつ、総事業収入に占める機構との間の取引割合が 3 分の 1 以上の法人を「一定の関係を有する法人」とし、契約ごとに機構 OB の再就職に係る情報及び当機構との取引に係る情報を公表している。

(エ) 調達部苦情相談窓口の設置

苦情相談窓口(調達に係る意見・提案受付窓口)に係る部内体制構築、執務参考資料を作成。同窓口を設置し、Web サイトで公表済。

3) 不正事案防止に対する取組の強化

談合や調達手続き違反等の調達に係るリスクの顕在化を未然に防ぐため、検査の拡充、既存制度の見直し、コミュニケーション改善等を検討・実施。

(ア) 不正事案に対する再発防止策の取組

措置対象の会社の受注案件における現地再委託契約及び傭人契約の検査を実施(15ヶ国 25 業務実施契約)。第三者抽出検査を 5 ヶ国(タイ、カンボジア、イラク、パキスタン、コートジボアール)にて実施。違約金の引き上げや、重大な不正行為を繰り返した場合の減点評価を導入。

(イ) その他リスク回避に向けた取組

- 業務実施契約約款の改正、建設工事契約書雛型の改正、単価契約雛形の制定、偽装請負リスクの高まりを受け、機構内注意喚起を実施。
- 「事故等レビュー・官製談合防止セミナー」を機構内で実施。
- 研修事業運営支援業務、民間提案型普及・実証事業、有償資金協力の事業実施及び有償勘定技術支援の業務実施契約等に関し、不正行為等が発覚した 3 件の事案に対し、措置規程に基づき契約競争参加資格停止の措置を採った。

4) その他の取組

経験・知見別の職員等向け研修と部内専門性の強化として、職員等向け WBT を導入、実施した。

(4) 自己評価結果

2017 年度は運営費交付金事業の予算執行において継続案件の規模が膨らんだ結果、当初の事業計画を一部見直し、2017 年度年度後半実施予定であった新規案件を次年度以降に延期する等、契約変更等が相次ぎ、件数・金額実績として大幅に減少した。このような状況に適切に対処するため、組織全体としての事業実施・監理能力を一層強化すべく、2018 年度は予算状況を踏まえた適切な管理のための支援や、職員等の能力向上に適切に取り組んでいくこととする。

競争性の向上に向けた取組を継続的に実施、強化してきた結果、競争性のある契約における一者応札・応募の割合は件数ベースで 31.9%(2016 年度 29.9%)となり、一定の競争性を維持した。また、契約監視委員会をはじめとする契約の点検、情報の公開、契約事務の適正化、効率化への取組も、計画通りに実施された。しかし、実績として競争性のない随意契約や一者応札の数値は横ばいから微増の傾向となってきた。

そのため、2017 年度調達等合理化計画は所期の目標を達成しているが、コンサルタント等契約制度については、機構外の関係各所からも、高い関心が寄せられていることもあり、契約の競争性向上と質の確保に向けた更なる取組を進めることとする。

3. 2018 年度において重点的に取り組む分野(【 】は評価指標¹⁾)

上記 1. 調達の実状と要因の分析等を含め総合的な検討を行った結果、事業実施・監理能力強化、契約の競争性の拡大及び調達関連事務の合理化・適正化に重点的に取り組むこととし、具体的には以下の通り、調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 組織全体の事業実施・監理能力強化に向けた調達関連の取組

1) 予算執行状況を踏まえた調達業務の適正な実施

- 機構内関係部との連携による中期的予算管理に貢献する取組を強化する。
- 予算執行状況を踏まえた適正な契約事務の実施に努める。

【検討・実施結果】

2) 経験・知見別の 職員等向け研修と在外・国内拠点への支援の強化

- 職員(管理職、担当者等):研修の実施(WBT 受講促進と必修化の検討等)、問合せへの適切な対応を継続すると共に更なる強化を図る。
- 在外拠点:調達実施体制の適正化に向けて、本部における在外調達支援体制を維持する。また、無理のない適正な調達事務の遂行に係る内規の遂行遵守の支援、現地調達の標準化、簡素化を行うとともに、現地職員育成にかかる支援を強化する。
- 国内拠点:調達に係る相談、調達情報提供、調達支援セミナー、調達部からの巡回指導の実施と国内拠点支援体制の整備および強化を図る。

【検討・実施結果】

(2) 契約の競争性の拡大と質の確保

1) 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組

競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを行うとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。「参加意思確認公募」案件を一つの審議項目として追加し、点検する。

【契約監視委員会の審議結果を受けた改善事項の反映状況】

2) 競争入札及び企画競争における一者応札・応募の削減に向けた取組

- 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。

【契約監視委員会の審議結果を受けた改善事項の反映状況】

- コンサルタント等契約の選定方式の継続的改善として、手続き改善の定着を図るために、総合評価落札方式の運用見直し後の状況を分析、各種選定方法の改善策を検討する。
- 参加者拡大のための取組として、海外企業・外国籍人材・若手日本人材の活用検討、ダイバーシティ推進を促進するための制度導入と円滑な運用を促進する。

【検討・実施結果】

3) 「競争性・公正性の向上に向けてのアクションプラン」の成果の総括

「競争性・公正性の向上に向けてのアクションプラン」の実施状況、成果を総括し、報告書を作成し Web 上で公表する。

【実施結果】

4) 技術評価の強化(質の向上)と価格要素バランスの確保

【検討・実施結果】

5) 本邦コンサルタントの国際的な競争力強化に向けた取組検討

【検討結果】

¹ 評価指標の「検討・実施結果」とは、2018 年度に取組みの検討から具体的な実施までを想定した項目における、それぞれの結果を指標とするもの。「検討結果」とは、2018 年度の実施までを想定した項目の検討結果を指標とし、「実施結果」とは、すでに検討済みであり、2018 年度は具体的な実施を想定した項目の実施結果を指標とするものである。

(3) 機構の事務特性を踏まえた契約事務の簡素化と効率化

契約の調達手続きの適正な実施

- コンサルタント等契約に係る消費税一部不課税化導入及びその後のフォローを行うとともに、相談窓口を設置する。
- 契約事務の適正で確実な遂行及び精算事務を集約する体制を安定的に運用する。
- 民間連携・中小企業支援間のスキーム統合や中小事業支援の国内機関への移管試行支援並びに草の根技協新規案件の契約実務の調達部への移管対応を実施する。

【実施結果】

4. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

上記 3. の取組に加え、ガバナンスの徹底のため、以下の取組についても継続する。

(1) 競争性のない随意契約に関する内部統制の継続

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、調達部に合議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

「競争性のない随意契約について(通知)」に従い、予定価格一定金額以上の競争性のない随意契約については、調達部長による審査委員会開催の要否の判断を行い、開催が必要とされる契約は、審査委員会において審議、一方、開催不要とされた契約については、調達実施方針決裁を案件担当部担当理事および本部契約担当役員決裁とすることを徹底。また、「競争性のある随意契約」に該当する「参加意思確認公募」を活用し、競争性を向上させる。

「競争性のない随意契約について(通知)」および「競争性のない随意契約に係るガイドライン」の遵守・徹底のために、在外拠点を含め職員を対象にしたセミナー等を通じて、事例の紹介等により競争性確保の可能性に対する理解促進に取り組む。

【調達部による点検件数】

(2) 契約の透明性の向上

契約の透明性を確保する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続する。また、コンサルタント等契約の外部審査については対象件数を維持ないし拡大する。調達部内に設置の調達に係る苦情対応窓口の継続的運用を行う。

【検討・実施結果】

(3) 不正事案防止に対する取組の強化

1) 不正事案に対する再発防止策の取組み

第三者抽出検査の対象国数の拡大、昨年度導入済みの重大な不正による契約解除違約金の引上げ、繰り返し重大な不正を行った者に対する減点評価等の再発防止策の取組を継続する。

2) その他リスク回避に向けた取組

官製談合や調達手続き違反等の調達に係るリスクの顕在化を未然に防ぐため、契約の適正化の観点からのリスクポイントの提示、研修及び検査の拡充、既存制度の見直し、コミュニケーション改善等を検討・実施する。

【検討・実施結果】

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、調達部担当理事を総括責任者とし、調達部の主導により調達等合理化に取り組む。また、調達部が取組の進捗、結果等について、内部統制を担当する総務部担当理事に報告する。

総括責任者 調達部担当理事

副総括責任者 調達部長

(2) 契約監視委員会による点検

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、2回連続の一者応札・応募契約、参加意思確認公募案件、特命随意契約及び一者応札・応募契約のうち契約監視委員により抽出された案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のウェブページにて公表する。また、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行う。

以上

契約監視委員会の活動状況について
－2017 年度総括－

1. 主な審議事項と点検の方法

(1) 競争性のない随意契約

2016 年度に新規締結した競争性のない随意契約全件を 14 の調達種別¹に分類分けしたうえで、契約内容、契約金額及び分野の多様性を考慮しながら、各委員の視点で抽出された 11 件に対し、点検を行った。(第 2 回)

2016 年度全契約件数	3,871 件
競争性のない随意契約	821 件
抽出件数	11 件
	(抽出率 1.3%)

(2) 一者応札・応募

- 1) 2016 年度に 2 回連続一者応札・応募となった契約 25 件のうち、17 件の個別点検を実施した(残り 8 件は 2016 年度中に点検済)。また、2017 年度に 2 回連続で一者応札・応募となった契約の一部 16 件について点検を行った(第 1 回および第 3 回)。そのため、2017 年度の委員会において点検を行った案件数は、33 件になる。

2016 年度全契約件数	3,871 件
一者応札・応募件数(コンサル・研修除く)	198 件
2 回連続一者応札・応募に該当する件数	25 件
	(該当率 12.6%)

- 2) 2016 年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約(286 件)及び研修委託契約(243 件)全件について、分野、スキーム及び調達方法をもとに分類したリストの中から、各委員の視点で抽出した 10 件(コンサルタント等契約 6 件、研修委託契約 4 件)につき、個別点検を実施した。(第 4 回)

2016 年度全契約件数	3,871 件
一者応札・応募件数(コンサル・研修)	529 件
抽出件数	10 件
	(抽出率 1.9%)

- 3) 2016 および 2017 年度の参加意思確認公募の契約(5 件)全件について、個別点検を実施した。(第 1 回および第 3 回)

¹ 内訳(調達種別)は次の通り: コンサルタント等契約(21 件)、システム関連(開発・運用・保守)(55 件)、ローカルコンサルタント(92 件)、各種業務委託(196 件)、技術協力研修(132 件)、建物管理・保守(2 件)、光熱水料・通信費(28 件)、工事(建設、土木も含む)(15 件)、情報提供サービス(40 件)、製造(印刷製本含む)(4 件)、賃貸借(家賃)(154 件)、賃貸借(物品)(12 件)、物品購入(65 件)、その他(5 件)

2. 点検の結果

(1) 競争性のない随意契約

個別点検対象となった契約 11 件は、概ね妥当。

- 個人アドバイザー契約に関し、必要性の検討と共に、個人に対して情報提供や各種調整等を依頼するのは、契約だけではなく、謝金払いという別の方法もあり、単価等比較をした上で、その切り分けを明確にすべき。

また、昨年度審議対象となった在外事務所における安全対策アドバイザー契約について、現役公務員との契約であることにより生じ得る法的リスクに鑑み、退職者や法人等へ切替える方向で検討を進める。

- コンサルタント等契約において先行調査・業務（詳細設計業務等）がある場合、先行調査・業務の中間成果品に相当するデータや、受注者のノウハウ等を可能な限り共有することで、競争に付す可能性を検討すべき。

(2) 一者応札・応募

1) 2 回連続で一者応札・応募となった契約

個別点検対象となった契約 33 件は、概ね妥当。

- 2 回連続して同じ者と契約する場合は、価格の妥当性の検証、質の担保およびそこに至るプロセスの透明性・合理性について、引き続き確保すべき。
- 選定時の配点について、過去の類似業務経験に対する配点が高いことが新規参入を阻害している一因になっていると思われるところ、競争性向上を図るため、技術評価の配点部分の見直しを検討すべき。
- 法人格を有していない任意団体との契約について、入札公告における入札条件の記載が不明確であるため、整理すべき。

2) コンサルタント等契約

個別点検対象となった契約 6 件は、概ね妥当。

- 通関電子システム等の特殊な技術が必要、かつ、共同企業体（以下「JV」）組成が必要な場合、特定の一者しか対応できない部分とその他部分で調達を分割し、その他部分のみを競争に付すべきとの意見が出された一方、共同で行う業者が競争で別々に選ばれるのは業務上非効率のため、結果的に一者応札になったとしても一体での競争にすべきとの意見に別れた。これを受けて、特定の一者しか対応できない部分の比率等で調達方法を選択する方向で考え方を整理、次年度本委員会にて報告予定。

3) 技術協力研修委託契約

個別点検対象となった契約 4 件は、概ね妥当。

- JV の切り分けに関して、上記 2. (2) 2) コンサルタント等契約と同様の指摘あり。
- 契約書上、経費の内訳が添付されておらず、業務の対価として計上されている直接人件費等の詳細が不明であった案件があり、今後は経費の明細書を添付すると共に、価格の妥当性、業務の質の確保を十分精査、対外的に丁寧な説明をしていくよう意見が出された。

4) 参加意思確認公募

個別点検対象となった契約5件は、概ね妥当。

- ▶ 参加意思確認公募の調達方針における理由の記載が不明確なケースがあるため、特命随意契約同様、「契約相手方が特定者に限定される」とする明確な説明を記載すべし。

3. 2017年度審議/報告事項

開催時期	審議/報告事項
第1回 (6月15日)	<ul style="list-style-type: none">・ 2016年度の総括/2017年度の審議事項の確認・ 一者応札・応募(2016年度に2回連続一者応札・応募となった7テーマ契約13件の点検)・ 参加意思確認公募(2016年度契約1件の個別点検)・ 2017年度調達等合理化計画及び2016年度自己評価結果の点検
第2回 (9月20日)	<ul style="list-style-type: none">・ 競争性のない随意契約の点検(2016年度の競争性のない随意契約のうち、11件の抽出点検)
第3回 (12月11日)	<ul style="list-style-type: none">・ 一者応札・応募/総務省指示事項(2016および2017年度に2回連続一者応札・応募となった5テーマ契約20件の点検)・ 参加意思確認公募(2016および2017年度契約4件の個別点検)・ 2017年度上半期の契約実績(随意契約、一者応札・応募)
第4回 (3月2日)	<ul style="list-style-type: none">・ コンサルタント等契約及び研修委託契約の点検(2016年度に一者応札・応募となった契約のうち、10件の抽出点検)・ アドバイザー型契約について・ 2018年度審議予定の確認

4. 委員

不破 邦俊 公認会計士
関口 典子 関口公認会計士事務所(公認会計士)
木村 琢麿 千葉大学大学院社会科学研究院(教授)
中久保 満昭 あさひ法律事務所(弁護士)
乾 英二 国際協力機構 監事

(敬称略)

以上